

訪問介護 こはる日和

重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、厚生労働省令の規定および倉敷市条例に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人いなだ医院
主たる事務所の所在地	〒713-8123 倉敷市玉島柏島920番地106
代表者（職名・氏名）	理事長 稲田 俊雄
設立年月日	平成12年9月1日
電話番号	086-525-0600

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	訪問介護 こはる日和	
サービスの種類	訪問介護・第1号訪問事業	
事業所の所在地	〒713-8123 倉敷市玉島柏島920番地14	
電話番号	086-522-8787	
指定年月日・事業所番号	平成26年5月1日指定	3370207312
管理者の氏名	長谷川 美樹	
通常の事業の実施地域	倉敷市（玉島支所、水島支所管轄区域）	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問介護・第1号訪問事業は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

① 身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
② 生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで 土・日・国民の祝日及び年末年始（12月31日から1月3日）を除く。
営業時間	午前9時から午後5時まで ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、24時間対応可能な体制を整えるものとします。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
サービス提供責任者	1人以上
訪問介護員	2.5人以上

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	長谷川 美樹
--------------	--------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、介護報酬告示上の額又は倉敷市で定める額に「介護保険負担割合証」に記載されている負担割合を乗じた額になります。また、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（１）訪問介護の利用料

【基本部分】

サービスの内容 1回あたりの所要時間		基本利用料 ※（注１）参照	利用者負担金 （介護保険負担割合証 1割の場合）	利用者負担金 （介護保険負担割合証 2割の場合）	利用者負担金 （介護保険負担割合証 3割の場合）
身体 介護 中心 型	20分未満	1,630円	163円	326円	489円
	20分以上30分未満	2,440円	244円	488円	732円
	30分以上1時間未満	3,870円	387円	774円	1,161円
	1時間以上1時間30分未満	5,670円	567円	1,134円	1,701円
	1時間30分以上	30分増すごとに820円を加算	30分増すごとに82円を加算	30分増すごとに164円を加算	30分増すごとに246円を加算
引き続き「生活援助中心型」を算定する場合		25分増すごとに650円を加算 （身体介護の所要時間が20分以上の場合。70分を限度）	25分増すごとに65円を加算 （身体介護の所要時間が20分以上の場合。70分を限度）	25分増すごとに130円を加算 （身体介護の所要時間が20分以上の場合。70分を限度）	25分増すごとに190円を加算 （身体介護の所要時間が20分以上の場合。70分を限度）
生活 援助 中心 型	20分以上45分未満	1,790円	179円	358円	537円
	45分以上	2,200円	220円	440円	660円

（注１）「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」において、利用者の同意を得て、同時に2人の訪問介護員等がサービス提供した場合は、上記基本利用料の2倍の額となります。

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担金 （介護保険負担割合証1割の場合）	利用者負担金 （介護保険負担割合証2割の場合）	利用者負担金 （介護保険負担割合証3割の場合）
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合（1月につき）	2,000円	200円	400円	600円
緊急時訪問介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急にサービスを提供した場合（1回につき）	1,000円	100円	200円	300円

夜間・早朝 深夜加算	夜間(18時～22時)又は早朝(6時～8時)にサービス提供する場合	上記基本部分の 25%	上記基本部分の 25%	上記基本部分の 25%
	深夜(22時～翌朝6時)にサービス提供する場合	上記基本部分の 50%	上記基本部分の 50%	上記基本部分の 50%
介護職員処遇改善加算Ⅱロ※	当該加算の算定要件を満たす場合	上記基本部分と各種加算減算の合計の26.6%		

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額		
		利用者負担金 (介護保険負担割合 証1割の場合)	利用者負担金 (介護保険負担割合 証2割の場合)	利用者負担金 (介護保険負担割合 証3割の場合)
事業所と同一建物に居住する利用者へのサービス提供減算	事業所と同一建物に居住する利用者に対してサービス提供する場合	上記基本部分の 88%		

(2) 第1号訪問事業の利用料

【基本部分】

サービスの内容 ※身体介護及び生活援助のみ(1月あたり)		基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 (介護保険負担割合証1割の場合)	利用者負担金 (介護保険負担割合証2割の場合)	利用者負担金 (介護保険負担割合証3割の場合)
訪問型独自サービス費Ⅰ	1週間に <u>1回程度</u> の第1号訪問事業が必要とされた場合	11,760円	1,176円	2,352円	3,528円
訪問型独自サービス費Ⅱ	1週間に <u>2回程度</u> の第1号訪問事業が必要とされた場合	23,490円	2,349円	4,698円	7,047円
訪問型独自サービス費Ⅲ (要支援2の利用者のみ対象)	1週間に <u>3回程度以上</u> の第1号訪問事業が必要とされた場合	37,270円	3,727円	7,454円	11,181円

【減算】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額		
		利用者負担金 (介護保険負担割合 証 1 割の場合)	利用者負担金 (介護保険負担割合 証 2 割の場合)	利用者負担金 (介護保険負担割合 証 3 割の場合)
事業所と同一建 物に居住する利 用者へのサービ ス提供減算	事業所と同一建物に居住す る利用者に対してサービス 提供する場合	上記基本部分の 90%		

(注 1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

※第 1 号訪問事業の加算については (1) 訪問介護の利用料のものと同一とする。

介護職員処遇改善加算Ⅱロの名称は訪問型独自サービスⅡ2となります。(内容変わらず)

(3) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。また、第 1 号訪問事業は、利用料が月単位の定額のため、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用時間の 30 分以降	利用者負担金の 50% の額

(4) 支払い方法

上記 (1) から (3) までの利用料 (利用者負担分の金額) は、1 ヶ月ごとにまとめて請求しますので、下記の方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	中国銀行の場合サービスを利用した月の翌々月の 11 日、その他金融機関の場合 10 日 (祝休日の場合は直前の平日) に、あなたが指定する口座より引き落とします。

※口座引き落としが困難な場合はご相談ください。銀行振り込み、または現金払いにて対応致します。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに別紙記載の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当ケアマネジャー (又は地域包括支援センター) 及び市町村等へ連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

1 1. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 086-522-8787 対応時間 9:00~17:00 月曜日~金曜日まで 但し土・日・国民の祝日・年末年始を除く 面接場所 当事業所の相談室 担当 長谷川 美樹
---------	---

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	倉敷市介護保険課 (土・日・国民の祝日・12/29~1/3は除く) 8:30~17:15	電話番号 086-426-3343
	岡山県国民健康保険団体連合会 (土・日・国民の祝日・12/29~1/3は除く) 8:30~17:00	電話番号 086-223-8811

1 2. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

アンケート調査、意見箱など利用者の意見を把握する取り組み	なし		
岡山県福祉サービス第三者評価の実施	なし	結果の公表	なし
その他機関による第三者評価の実施	なし	結果の公表	なし

1 3. 虐待の防止の為の措置に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

事業所は、サービス提供中及び利用者の居宅において、当該事業所の従業員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

1 4. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
 - ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③ 他の家族の方に対する食事の準備など

- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	所在地	倉敷市玉島柏島 920 番地 106
	事業者名	医療法人 いなだ医院
	代表者職・氏名	理事長 稲田 俊雄
	事業者名	訪問介護 こはる日和
	説明者職・氏名	

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 住 所
氏 名

署名代行者（又は法定代理人）
住 所
氏 名
本人との続柄